

## 介護職員等特定処遇改善加算における「見える化要件」について

### ①介護職員特定処遇改善加算の取得状況

算定する加算の区分

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

現行の処遇改善加算の取得状況

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

### ②職場環境等要件

資質の向上	介護職員初任者研修受講及び介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援として、受講料の一部補助及び貸付制度により支援。 新卒職員を対象とした技術研修の実施。
労働環境・処遇の改善	短時間勤務者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック等による健康管理面の強化。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化。 非正規職員から正規職員への転換。